

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正
 令和 5 年 4 月 13 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての要件 1－①、1－②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学リポジトリ及び日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として、Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで、16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

(エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。

(橋本俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)

(オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。

(福田充 2010 : 26, 37)

(カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。

(B.McNair 1998 = 2006 : 37)

(キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式 2」

(ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式 2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。⁽¹⁾」「……と言える。⁽¹²⁾」

(イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。

② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。

③ 図 (写真を含む)・表には、図 1, 図 2, …, 表 1, 表 2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文 (キャプション) を付ける。

[説明文の事例]

図 1 学力格差と階層

表 1 新聞購読と所得

4 ページ番号 (ノンブル) の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告 (本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要があるときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第 8 条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第 9 条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第 10 条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第 11 条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第 11 条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 13 条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第 14 条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第 15 条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第 16 条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。